

公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター定款

第 1 章 総則（第 1 条から第 5 条）

第 2 章 資産及び会計（第 6 条から第 11 条）

第 3 章 評議員及び評議員会（第 12 条から第 24 条）

第 4 章 役員及び理事会（第 25 条から第 41 条）

第 5 章 定款の変更及び解散（第 42 条から第 45 条）

第 6 章 事務局（第 46 条）

第 7 章 賛助会員（第 47 条）

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護（第 48 条から第 50 条）

第 9 章 補則（第 51 条）

附則

別表（基本財産）

別紙（評議員名簿）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を奈良市大森町57番地の3 奈良県農協会館内に置く。

(目的)

第3条 本センターは、暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の公益目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発活動の推進
 - (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援活動
 - (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談活動
 - (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
 - (5) 暴力団から離脱する意思を有する者に対する援助活動
 - (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。
 - (7) 公安委員会の委託を受けて行う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条の不当要求被害防止のための事務所責任者に対する講習
 - (8) 法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務に対する支援活動
 - (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対する給付金の支給、民事訴訟の支援その他の救済活動
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対する研修の実施
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 本センターの資産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 本センターの目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本センターの基本財産とする。

3 基本財産は、本センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理・運用)

第7条 本センターの資産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める基本財産等運用管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第11条 本センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本センターの会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 本センターに評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、本センターの理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める旅費規程による。

第2節 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 決算の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第18条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない

い。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員の中から選出された2名が議長とともに記名押印するものとする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員を設置)

第25条 本センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 次の者を法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第1号に規定する代表

理事（以下「代表理事」という。）とする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事

4 専務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任等）

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本センターの理事、評議員又は使用人をかねることができない。

（理事の職務及び権限）

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、本センターを代表し、本センターの業務を執行する。
- 3 専務理事は、次の職務を行う。

- (1) 第4条第1項第6号に規定する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。
- (2) 理事長を補佐し、本センターの業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）

第31条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める旅費規程による。
- (顧問及び参与)

第32条 本センターに任意の機関として、20名以内の顧問及び3名以内の参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦を経て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- (顧問及び参与の報酬及び費用の支弁)

第33条 顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める旅費規程による。

第2節 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、この定款の第27条第4項の規定による報告については、適用しない。
(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印するものとする。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 本センターは、法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本センターが、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により本センターが消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本センターが解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第46条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、法第32条の3第1項第2号に規定する暴力追放相談委員及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、専務理事をもって充てることができる。

4 事務局長及び職員は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程による。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第47条 本センターの趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 本センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第49条 本センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第50条 本センターの公告は、電子広告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本センターの最初の代表理事(理事長)は、永田正利、最初の業務執行理事(専務理事)は、中谷光とする。

4 この法人の最初の評議員は別紙評議員名簿に掲げるものとする

附則

この定款は、平成26年2月27日から施行する。